

山梨県公報

号外第五号

平成三十年

三月五日

月 曜 日

目 次

監査委員

○監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告について、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年三月五日

山梨県監査委員	佐藤佳臣
同	小泉久司
同	安本美紀
同	杉山肇

平成29年度 定例監査実施結果(下期分)

1 監査実施所属数

監査箇所	本庁	かい	その他の機関	計
総合政策部		2		2
県民生活部		8		8
リニア交通局		1		1
総務部		2		2
防災局		1		1
福祉保健部		18		18
森林環境部		1		1
エネルギー局				0
産業労働部		6		6
観光部				0
農政部		8		8
県土整備部		7		7
出納局				0
企業局				0
教育委員会		49	1	50
議会事務局				0
行政委員会				0
警察本部		12		12
合計	0	115	1	116

2 監査対象期間

前回監査対象期間の翌日から今回監査実施日前3か月までの間

3 監査実施期間

平成29年9月12日～平成30年1月31日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿、証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。
定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項(以下「重点事項」という。)を定めて監査を実施しており、今年度は「備品の取得・管理及び処分は、適切に行われているか。」を重点事項として実施した。
また、行政監査として、「マイナンバーに係る事務処理は、適正に行われているか。」を定例監査に併せて実施した。

5 監査結果処理区分

定例監査結果は、次のとおり区分した。

区分	摘 要
指摘事項	法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
指導事項	指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
注意事項	不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
意見	監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査対象機関等に対しては、文書で通知のうえ処理状況の回答を求め、その回答内容についても公表する。
 注意事項については、監査対象機関等に文書で通知する。
 意見については、監査対象機関に文書で提出する。また、必要があると認められるときは、監査の結果とともに公表し、その回答内容についても公表する。

7 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般について、概ね適正に処理されていたが、一部改善を要する事項が認められた。
 監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、下表のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2									2
指導事項		26	9	23	12	14	4		1		89
注意事項		4	3	12	13	3	9		2		46
意見											0
合計	0	32	12	35	25	17	13	0	3	0	137

(参考:昨年度下期との比較)

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		2	▲1	▲4		▲3	▲3				▲9
指導事項		▲3	▲8	▲4		▲16			▲4		▲35
注意事項		1	▲14	▲17		2	▲8	▲1	▲1		▲38
意見											0
合計	0	▲15	▲29	▲4	▲1	▲27	▲1	▲1	▲5	0	▲82

所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	総合政策部 東京事務所
監査対象期間	平成28年10月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月5日、平成30年1月31日

監査の結果

- (指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (支出1)
 1) 公費によるタクシーの利用について、タクシー使用基準により、タクシーチケット発行簿で管理することとされているが、発行簿が作成されていなかった。
 (注意事項) 2件 (支出1、物品1)

監査対象所属	総合政策部 大阪事務所
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月30日、平成30年1月26日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	県民生活部 中北地域県民センター
監査対象期間	平成28年8月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月26日、10月23日

監査の結果

- (指摘事項) なし
 (指導事項) 4件 (収入2、物品1、財産1)
 1) 自動販売機設置に係る行政財産貸付料について、県有財産賃貸借契約書第7条で各年度の年額を毎年度4月30日までに納付することと定めていたが、調定が遅延し、調定日が7月31日となったことから、貸付料の納入が遅延していた。
 2) 行政文書の写しの交付等に要する経費の現金収納事務について、財務規則第44条第5項に「現金出納簿は、現金預収月計表を付して月別に編纂しなければならない。」と規定されているが、平成28年9月以降、現金預収月計表が作成されていなかった。
 3) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていないものがあつた。
 4) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあつた。
 (注意事項) なし

監査対象所属	県民生活部 映東地域県民センター
監査対象期間	平成28年8月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月20日、10月17日

監査の結果

- (指摘事項) なし
 (指導事項) 1件 (給与1)
 1) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める台帳への消滅事由及び消滅年月日の記入がされていないものがあつた。また、支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていないものがあつた。

(注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	県民生活部 峡南地域県民センター
監査対象期間	平成28年7月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月15日、9月19日、10月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	県民生活部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成28年8月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月21日、10月20日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
1) 平成28年分の年末調整に係る所得税還付金が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
(注意事項) なし

監査対象所属	県民生活部 県民生活センター
監査対象期間	平成28年11月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月28日、10月27日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (支出1、財産1)
1) 案内標識設置工事に係る駐車場使用契約において、変更契約を行っていたが、変更の支出負担行為が作成されていなかった。
2) 平成29年4月1日付けで借受財産である土地の借受料に変更があったが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。
(注意事項) 2件 (給与1、契約1)

監査対象所属	県民生活部 富士山世界遺産センター
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月6日、11月13日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (財産1)
1) 次の行政財産について、公有財産事務取扱規則第50条第1項及び第2項に定める移動報告が行われていなかった。
①平成28年度工事で取得した禁煙サイン及び案内サイン
②富士山ボランティアセンターの用に供するため使用を許可した富士山世界遺産センター北館1階
(注意事項) 2件 (物品1、重点事項1)

監査対象所属	県民生活部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成28年7月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	県民生活部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成28年7月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月5日、11月13日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (財産1)
1) 当所属に係る借受財産について、借受料(年額)が変更されていたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。
(注意事項) 2件 (給与2)

監査対象所属	リニア交通局 リニア用地事務所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月11日、11月9日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	総務部 職員研修所
監査対象期間	平成28年11月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月27日、12月26日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月1日、12月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

科目	単位：円	
	平成28年度決算時	平成29年10月末現在
間接税	8,388,029	8,388,029
個人県民税	1,251,632,478	1,048,556,019
法人県民税	26,450,955	21,480,134
個人事業税	24,200,670	17,690,200
法人事業税	69,668,236	58,646,068
不動産取得税	199,948,127	185,020,510
自動車税	139,212,790	99,256,754
合計	1,719,501,285	1,439,037,714

(注意事項) 1件 (収入1)

監査対象所属	防災局 消防学校
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月26日、12月1日
監査の結果	
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	2件 (物品1、契約1)

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)
監査対象期間	平成28年7月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月12日、11月7日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 3件 (収入1、給与1、物品1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

① 父子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 先数 4件 5,698,300円

② 難入 (六の抑留に係る返還手数料)
過年度分 先数 1件 87,650円

【特別会計】

① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 74,577,719円 平成29年度分 534,712円
合計 先数 140件 75,112,431円

② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 383,554円 平成29年度分 79円
合計 先数 15件 383,633円

③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 先数 13件 8,687,827円

④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 3件 223,998円

⑤ 母子福祉資金貸付金連約金
過年度分 先数 1件 5,369円

2) 社会保険料において、平成28年7月支給の非常勤報酬から過大に控除し、また、11月支給の専門員給与から過小に控除したため、雑部金の残高に過不足が生じていた。そのため、平成29年3月末の雑部金の残高に誤りがあったが、そのまま繰り越されていた。

3) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。

(注意事項) 1件 (重点事項1)

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (峡北支所)
監査対象期間	平成28年7月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月14日、10月23日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所
監査対象期間	平成28年7月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月14日、10月17日
監査の結果	

(指摘事項) 1件 (収入1)

1) 母子・父子・寡婦福祉資金の連約金の免除については、山梨県母子父子寡婦福祉資金連約金事務取扱要領第4の(1)において、「連約金の免除を受けようとする者は、母子(父子)(寡婦)福祉資金連約金免除申請書を保健福祉事務所長に提出しなければならぬ。」と定められている。したがって、借受人に対して発生した連約金について、その免除は、借受人が提出した免除申請書に基づき行うべきところ、主たる債務者である借受人ではなく、連帯借受人又は連帯保証人の名義で提出された免除申請書に基づき、免除の承認を決定しているものがあった。

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【特別会計】

① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 6,501,907円 平成29年度分 119,845円
合計 先数 14件 6,621,752円

② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 1件 108,321円

③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 先数 1件 991,200円

2) 単価契約である医療廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約書において、予定数量の内訳が明記されていないため、連約金条項による連約金が算出できなくなっていた。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所
監査対象期間	平成28年7月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月15日、10月19日
監査の結果	

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

① 生活保護費返還金
過年度分 13,431,715円 平成29年度分 167,796円
合計 先数 23件 13,599,511円

【特別会計】

① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 4,152,875円 平成29年度分 174,396円
合計 先数 9件 4,327,271円

② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 2件 87,412円

2) 平成28年度の生活保護費について、資金前渡で支出していたが、前渡資金精算時に残金があるにもかかわらず、正しい入通知書の作成を行っていないものがあった。また、それらの残金に係る正しい入処理を失念したため、平成29年度に調定を行い残金を収納していた。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月13日、10月20日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 2件 (収入2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

【一般会計】

①生活保護費返還金

過年度分 24,047,357円 平成29年度分 37,257円

合計 先数 25件 24,084,614円

【特別会計】

①母子福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 18,829,710円 平成29年度分 835,737円

合計 先数 35件 19,665,447円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 255,300円 平成29年度分 1,052円

合計 先数 11件 256,352円

③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)

過年度分 先数 4件 2,540,615円

④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子)

過年度分 先数 4件 109,973円

2) 申請者から送付された現金で証紙を購入する証紙購入等代行事務について、次のとおり不備があった。

①現金等を受領したときは、金額、現金等送付者の氏名を直ちに補助者等が確認し、証紙購入等代行事務処理簿の金額等確認欄に押印することとされているが、当該処理簿が作成されていないかった。

②証紙購入に係る領収書が保存されていないかった。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 女性相談所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 中央児童相談所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月22日、平成30年1月26日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (財産1)

1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 都留児童相談所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月14日、平成30年1月24日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金

過年度分 先数 1件 84,280円

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月21日、平成30年1月19日

監査の結果

(指摘事項) なし

(指導事項) 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

児童福祉施設費負担金

過年度分 先数 3件 314,793円

(注意事項) なし

監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月29日、平成30年1月30日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月22日、平成30年1月25日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 精神保健福祉センター
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月28日、平成30年1月30日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月14日、平成30年1月16日

監査の結果

(指摘事項) なし	
(指導事項) 5件 (収入1、給与3、契約1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①児童福祉施設費負担金	平成29年度分 121,448円
過年度分	2,277,636円
合計	先数 5件 2,399,084円
②あけぼの医療福祉センター使用料	平成29年度分 93,042円
過年度分	3,162,427円
合計	先数 6件 3,255,469円
2) 現金支給に係る職員の給与(2か月分)が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅れていた。	
3) 児童手当について、2月から4月分を5月8日に支給すべきところ、7月に支給されており遅延していた。また、受給者台帳の消滅事由及び消滅年月日の記入がされていなかった。	
4) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。	
5) 単価契約である腸内細菌検査(検便)に係る契約書において、連約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月30日、平成30年1月30日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①児童福祉施設費負担金	平成29年度分 214,509円
過年度分	1,915,852円
合計	先数 13件 2,130,361円
②育精福祉センター使用料	平成29年度分 4,600円
過年度分	3,49,700円
合計	先数 2件 354,300円
③連約金及び延納利息	平成29年度分 1,815,336円
過年度分	先数 1件 1,815,336円
④雑入	
平成29年度分	先数 1件 15,942円
(注意事項) なし	

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター
監査対象期間	平成28年9月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 2件 (給与1、物品1)	

監査対象所属	福祉保健部 衛生環境研究所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月21日、平成30年1月25日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (物品1)	

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月16日、平成30年1月23日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、給与1)	

1) 電柱敷に係る行政財産使用料の測定において、平成29年度の許可指令書は、現状の地目に基づき正規の使用料を算定し測定・収納していたが、平成28年度の使用料は誤った地目に基づいて過大に徴収されており、監査日現在、使用許可先への返納処理等が行われていなかった。

2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。

(注意事項) なし

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月12日、12月1日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (物品1)	

監査対象所属	産業労働部 計量検定所
監査対象期間	平成28年11月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月19日、11月21日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校
監査対象期間	平成28年7月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
授業料 平成29年度分 先数 2件 390,000円	
(注意事項) 1件(契約1)	

監査対象所属	産業労働部 山梨県産業技術センター (山梨県工業技術センター、山梨県富士工業技術センター)
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月18～19日、11月22日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(給与1)	
1) 児童手当について、職種に基づき支給額の改定処理を行っていたが、児童手当事務取扱要領第5条に定める額改定通知書の作成及び受給者への交付を行っていないものがあった。	
また、支給事由が消滅した場合等に該当しないにもかかわらず、支払期月でない月(平成29年4月)に児童手当の一部が支払われていた。	
(注意事項) 3件(収入1、物品1、財産1)	

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校
監査対象期間	平成28年7月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月31日、12月19日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件(収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
授業料 過年度分 先数 1件 735,000円	
(注意事項) なし	
監査対象所属	産業労働部 峡南高等技術専門学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 3件(支出1、給与1、物品1)	

監査対象所属	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成28年11月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月20日、11月15日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 東部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件(給与1、財産1)	
1) 通動届について、通動距離が「一般に利用しうる最短の経路の長さ」でないものを誤って認定し、通動手当が過払いとなっているものがあった。	
2) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指図書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないがあった。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 畜産酪農技術センター(本所)(畜産試験場)
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月13日、11月14日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 4件(収入1、給与1、物品1、財産1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 平成29年度分 先数 1件 250,722円	
2) 非常勤嘱託職員に係る社会保険の手続が遅れたことにより、社会保険料が本来負担すべき額より多く請求されたため、やむを得ず歳出予算から支出したが、その後の処理を失念したため、雑部金に余剰金が生じていた。	
3) 払出しに伴う物品出納通知書について、回付及び決裁が行われていないものがあった。	
4) 特別高圧電力送電線の鉄塔数及び線下敷に係る行政財産使用料の算定において、次のとおり誤りがあり、使用料の測定額が過少となっていた。	
①鉄塔数について、使用面積で1㎡未満の端数があるときは切り上げて1㎡とすべきところ、端数のまま算出していた。	
②線下敷について、当該土地1㎡当たりの価格(1円未満切り捨て)を算出後に阻害率を乗じるときと、公有財産台帳の土地価格に阻害率を乗じてから1㎡当たりの価格を算出していた。	
(注意事項) 1件(財産1)	

監査対象所属	農政部 畜産酪農技術センター (長坂支所) (酪農試験場)
監査対象期間	平成28年9月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月12日、11月14日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (給与1)	

監査対象所属	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月11日、11月9日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 3件 (給与2、財産1)	
1) 通勤手当について、高速道路利用料金に誤りがあり、過大に支給していた。	
2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。	
3) 取得用地に未登記のものがあった。	
過年度分 2筆	
(注意事項) なし	

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月17日、11月14日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成28年9月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月13日、11月20日
	監査の結果
(指摘事項) 1件 (収入1)	
1) 平成28年4月から5月にかけて出荷された生産物の売払収入の測定が、平成29年3月に行われており、6か月以上遅延していた。(合計 1,229,040円)	
(指導事項) 1件 (物品1)	
1) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。	
(注意事項) 4件 (給与2、物品1、財産1)	

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月18日、11月27日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月27日～29日、10月25日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあった。	
過年度分 8筆	
(注意事項) なし	

監査対象所属	県土整備部 新環状・西関東道路建設事務所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月3日～4日、10月30日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所
監査対象期間	平成28年11月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月27日、10月27日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所
監査対象期間	平成28年8月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 平成29年度の行政財産使用料について、測定が遅延していた。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所
監査対象期間	平成28年11月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月11日、11月20日
	監査の結果
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1)	

1) 深城ダムエレベータ設備点検業務委託において、委託期間を平成28年4月1日から3年間の長期継続契約としたが、2年目の支出負担行為の限度額が契約額の年間額を下回る金額となっていた。また、支出負担行為の内容欄に「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条列」に基づく契約である旨表示することとされているが、記載されていない。
(注意事項) なし

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年6月
監査実施日	平成29年9月29日、10月30日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	中北教育事務所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	峡東教育事務所
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月8日、平成30年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	峡南教育事務所
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (支出1)	
1) 平成29年度峡南地域教育フォーラムの開催経費に係る支出負担行為において、会場借上料が計上されているが、財務規則第22条第2項に記載すべき内容として定めている会計、予算科目及び予算限度額が記載されていないかった。	
(注意事項) なし	

監査対象所属	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月28日、平成30年1月12日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	総合教育センター
監査対象期間	平成28年9月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月2日、12月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (支出1)
1) 研修会講師の送迎のためタクシーチケットを発行しているが、タクシー使用基準に定めるタクシーチケット発行簿が作成されていなかった。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成28年8月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月16日、平成30年1月19日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (給与1、物品1)
1) 平成29年6月26日から7月1日の間に、東京都区内で行われた研修受講の旅行において、同一地域内の移動に要した鉄道賃が、旅行雑費の範囲内であるにもかかわらず旅費として過大に支給されていた。
2) 図書等の管理において、不明・未返却資料が次のとおり認められた。

①不明資料	71点	
平成25年度	36点	
平成27年度	51点	
平成28年度	68点	
平成29年度	57点	
合計	283点	
②未返却資料	54点 (56点)	
平成25年度	55点 (78点)	
平成26年度	79点 (149点)	
平成27年度	116点 (4,013点)	
平成28年度	3,473点 (98点)	
平成29年度	3,777点	
※平成25年度から平成28年度の () 内は、平成28年10月21日時点の未返却資料。		
平成29年度の () 内は、未返却資料のうち返却期限が7月31日以前のもの (平成29年11月16日時点で3回目の月末督促の対象になったもの)。		
(注意事項) なし		

監査対象所属	美術館
監査対象期間	平成28年8月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月9日、12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成28年8月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月15日、平成30年1月18日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (財産1)
	1) 自動販売機の行政財産貸付事務において、仕様書で定めている売上状況の報告を借受人から受けていなかった。
(注意事項)	1件 (物品1)

監査対象所属	考古博物館 (埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成28年8月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月29日、平成30年1月26日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (収入1)
	1) 考古博物館の観覧料の収納事務において、つり銭として留め置いた収入金のうち、平成29年4月4日分の観覧料収入金が調定されていたいなかった。
(注意事項)	1件 (契約1)

監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成28年8月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月9日、平成30年1月23日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (支出1)
	1) 「山本周五郎展」資料運搬及び会場構成業務の委託において、支出負担行為同いの決裁日前に委託契約を締結していた。
(注意事項)	なし

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	3件 (物品2、重点事項1)
	1) 新聞購読料を前金払いしていたが、完納された際に作成すべき検収調書が作成されていなかった。 2) 郵便切手類受払簿に、次のとおり不備があった。 ①払高の一部が誤って記載されていたため、次月繰越がマイナス表示となっているものがあった。 ②受高の前月繰越の枚数と金額が誤って記載されているものがあった。 ③備考欄に切手の購入先が記載されていなかった。 3) 備品の管理において、既に棄却されているながら、財務規則第159条に定める物品返納書の作成など、棄却に係る事務処理が行われていないものがあった。
(注意事項)	なし

監査対象所属	韭崎高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	なし
(注意事項)	2件 (収入1、物品1)

監査対象所属	韭崎工業高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月23日、11月29日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	2件 (収入1、給与1)
	1) 直接収納した授業料について、財務規則第45条に定める払込期限を遅延して払い込まれているものがあった。 2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族等による認定・確認が行われていないものがあった。
(注意事項)	1件 (収入1)

監査対象所属	甲府第一高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	甲府西高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	2件 (物品1、財産1)
	1) 購入後一月を超えて保有していた収入証紙について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿に登載されていなかった。 2) コピー機及び公衆電話設置に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため、過大に徴収していた。
(注意事項)	2件 (支出1、契約1)

監査対象所属	甲府南高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月20日、11月22日
	監査の結果
(指摘事項)	なし
(指導事項)	1件 (給与1)
	1) 平成29年7月に納付した健康保険料について、事業主負担分の一部が、被保険者負担分(雑

部金)で納付されていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	甲府東高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料
 過年度分 613,800円 平成29年度分 663,300円
 合計 先数 25件 1,277,100円
(注意事項) なし

監査対象所属	甲府工業高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月24日、11月30日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月31日、12月21日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (財産2)
 1) 行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に規定する移動報告がされていないものがあった。
 2) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書に使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象所属	甲府昭和高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	農林高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (契約1)

1) 単価契約である農場経作業委託契約書において、違約金条項が単価契約のものとなっていた。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	巨摩高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (物品1)

監査対象所属	白根高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月2日、12月22日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 平成28年の年末調整に係る所得税還付金及び給与改定に伴う追給が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
(注意事項) なし

監査対象所属	増穂苗業高等学校
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月6日、12月26日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	市川高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	映南高等学校
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月6日、12月25日
監査の結果	

(指摘事項) なし
(指導事項) 5件 (収入2、給与2、物品1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料
 過年度分 先数 2件 98,800円
 2) 収入未済に係る授業料等滞納状況記録簿は整備されていたが、記録内容が実際の状況と相違していた。

3) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。
 4) 平成28年9月1日から平成29年7月31日まで勤務した臨時職員の年次有給休暇について、誤って14日付与したため、本来取得可能であった10日を3日超えて取得され、賃金が過大に支給されていた。
 5) 貸借物品である印刷機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないであった。
(注意事項) なし

監査対象所属	身延高等学校
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月7日、12月25日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	笛吹高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	日川高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	山梨高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	塩山高等学校
監査対象期間	平成28年11月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月7日、12月22日
指摘事項	なし
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 収入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先敷 1件 49,300円	
(注意事項) なし	

監査対象所属	都留高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	上野原高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月8日、平成30年1月12日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (財産1、契約1)
 1) 行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超える場合は、許可指令書で使用料改定の規定を付け加えることとされているが、規定されていたなかった。
 2) 単価契約であるLPガス供給契約書において、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていないであった。
(注意事項) なし

監査対象所属	都留興譲館高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (収入1、物品1)
 1) 平成29年度の行政財産使用料について、調定が遅延していた。
 2) 平成29年7月に購入した郵便切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手擬受払簿に登載されていなかった。また、切手の購入先が備考欄に記載されていなかった。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月9日、平成30年1月17日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	富士北稜高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月10日、平成30年1月17日
指摘事項	なし
(指導事項) 4件 (給与2、物品2)	
1) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていないものがあった。 2) 児童手当の消滅に係る事務手続(届出・通知等) がなされていないであった。 3) 公印(現金収納員印) について、返納手続は行われていたが、保管振換手続が行われていな	

かった。
 4) 貸借物品である印刷機について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書及び占有物品私出調書が作成されていなかった。
(注意事項) 1件 (給与1)

監査対象所属	富士河口湖高等学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 扶養手当の支給終了に係る認定について、毎月の収入額が一定ではないものの、パート勤務を開始する時点で所得限度額以上となることが見込まれたが、扶養親族としての要件を欠く事実の発生した日を勤務開始日とせず、3か月間の賃金受領後としたため過払いとなっていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月10日、平成30年1月18日

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料
 平成29年度分 先数 5件 142,155円
(注意事項) なし

監査対象所属	ひばりが丘高等学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月15日、平成30年1月24日

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (収入1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料
 平成29年度分 先数 1件 10,260円
(注意事項) なし

監査対象所属	盲学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月10日、平成30年1月16日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
 監査の結果

監査対象所属	ろう学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月7日、平成30年1月12日

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (支出1)
 1) 高等部修学旅行に要する経費として、貸切バス代、有料道路通行料、有料施設の入場料及び駐車料金について、財務規則第71条第1項第5号及び第16号に基づいて資金前渡ししていたが、修学旅行中に支払わなかった経費を返納せず、旅行終了後に提出された請求書により、旅行代理店へ現金で支払っているものがあつた。
(注意事項) なし

監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 2件 (給与1、物品1)
 監査の結果

監査対象所属	あけぼの支援学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年8月
監査実施日	平成29年11月6日、12月20日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
 監査の結果

監査対象所属	わかば支援学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月27日、12月22日

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。
 監査の結果

監査対象所属	やまびこ支援学校
監査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 代替職員の現金支給に係る給与が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。
(注意事項) なし

監査対象所属	富士見支援学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月20日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	ふじざくら支援学校
監査対象期間	平成28年9月～平成29年10月
監査実施日	平成30年1月9日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	かえで支援学校
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月25日、12月19日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	高等支援学校桃花台学園
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月23日、11月21日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	甲府警察署
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月25日、12月1日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	南甲府警察署
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象所属	南アルプス警察署
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月26日、11月28日
	監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象所属	韭崎警察署
監査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (支出1)
 1) 被疑者の護送に要する経費に係る立替金について、財務規則第80条で、「公務旅行中において、緊急、かつ、やむを得ない場合に公務上支出しなければならぬ経費」と規定されているが、公務旅行前に立替私が行われていた。
(注意事項) なし

監査対象所属	北杜警察署
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月24日、11月27日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	諏訪警察署
監査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
	監査の結果
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	南部警察署
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月20日、11月28日
	監査の結果
(指摘事項) なし (指導事項) 1件 (給与1) 1) 傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。 (注意事項) なし	

監査対象所属	笛吹警察署
監査対象期間	平成28年9月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 2件 (給与1、契約1)

監査対象所属	日下部警察署
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月23日、11月30日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	富士吉田警察署
監査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	大月警察署
監査対象期間	平成28年8月～平成29年9月
監査実施日	平成29年12月13日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象所属	上野原警察署
監査対象期間	平成28年10月～平成29年7月
監査実施日	平成29年10月27日、12月19日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

8 平成29年度の定例監査の実施状況

平成29年度の定例監査の実施状況は、上期公表分(平成29年11月27日発行(山梨県公報号外第61号))と今回の結果を合わせ、下表のとおりである。

1) 定例監査箇所一覧表

平成29年度の定例監査対象箇所数は、261所属で、前年度と同数である。

監査箇所	本庁	かひ	その他の機関	計
総合政策部	6	2		8
県民生活部	7	8		15
リニア交通局	2	1		3
総務部	8	2		10
防災局	2	1		3
福祉保健部	9	18		27
森林環境部	8	5		13
エネ庁ぎー局	1			1
産業労働部	7	6		13
観光部	4		1	5
農政部	9	12		21
県土整備部	15	13		28
出納局	3			3
企業局	2	4		6
教育委員会	10	49	1	60
議事事務局	1			1
行政委員会	3			3
警察本部	29	12		41
合 計	126	133	2	261

※参考 平成28年度監査箇所数

監査箇所	本庁	かひ	その他の機関	計
合 計	125	134	2	261

2) 監査の結果

平成29年度の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見ごとの区分の集計は、下表のとおりである。

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		4									4
指導事項		69	13	31	22	27	16	16	2	1	182
注意事項		7	5	16	19	6	21	4	10	1	89
意見							1				1
合計		80	18	47	41	33	38	6	11	2	276

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項			2	6				3		1	15
指導事項		77	24	50	35	37	40	5	8	4	280
注意事項		5	22	32	23	2	34	2	4		124
意見					1	1					2
合計	0	82	48	88	59	43	77	7	12	5	421

区分	予算	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	重点事項	その他	合計
指摘事項		4	▲2	▲6		▲3	▲3			▲1	▲11
指導事項		▲8	▲11	▲19	▲13	▲10	▲24	▲3	▲7	▲3	▲98
注意事項		2	▲17	▲16	▲4	4	▲13	2	6	1	▲35
意見					▲1	▲1	1				▲1
合計	0	▲2	▲30	▲41	▲18	▲10	▲39	▲1	▲1	▲3	▲145

9 平成29年度定例監査結果を通じての総合的な意見

平成29年度の定例監査の結果を前年度と比較すると、指摘事項が11件、指導事項が98件、注意事項が35件、意見が1件減少し、全体では145件減少している。また、前年度の監査で指摘事項等が多かった給与関係事務については41件、契約関係事務については39件減少しており、前年度の監査で指摘事項等が多かった部局において組織的に取り組まれるとともに、制度所管課が指摘事項等の再発防止に向けて情報提供等を行ったことにより、事務処理が改善されたことがわかる。

しかし、収入関係事務においては、調定の遅延や債権管理が不適切なものなど4件の指摘事項があり、また、過去の監査で指摘事項等とされた事例が依然として多くの所属で発生していることから、同様な事例が発生することのないよう、幹事課や制度所管課等におかれては、事務処理における注意点をについて所属や担当者への確に情報提供するなど、再発防止に一層努められたい。

また、平成29年の地方自治法の改正により、都道府県知事及び指定都市の市長は、財務に関する事務等について、適正な管理及び執行を確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならぬとされたことから、平成32年度からの施行に向け、計画的な準備に努められたい。

平成29年度 定例監査重点事項実施結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行する定例監査を効果的に行うため、次のとおり重点的に監査を行う事項を定め実施した。

第1 監査のテーマと目的

1 監査のテーマ
備品の取得、管理及び処分は、適切に行われているか。

2 監査の目的

国が平成27年1月に通知した「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日付け総務第14号総務大臣通知）」において、統一的な基準による財務書類等を平成29年度末までに全ての地方公共団体が作成し、予算編成等に積極的に活用することとされた。また、同日に取りまとめられた「統一的な基準による地方公会計マニュアル」では、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順などが示された。

さらに、上記の総務大臣通知において、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体は、早期に同台帳を整備することが望まれるとされた。

本県においても、統一的な基準による財務書類等の作成に向けた準備が進められる中で、固定資産台帳の整備も進められており、物品については、備品原簿に記載された取得価額が100万円以上の備品（以下「主要備品」という。）を同台帳に計上することとし、新規取得や処分をはじめとした更新すべき内容を各所属に照会して、結果の確認や取りまとめなどを行っている。

このことから、平成28年度に取得、管理及び処分を行った主要備品（車両（総排気量0.360リットル以上）を含む。）の事務処理を重点事項として監査を行い、適正な固定資産台帳の整備に寄与することを目的とする。

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

平成29年4月19日から平成30年1月31日

2 監査の着眼点

(1) 購入、寄附等を行った主要備品の事務処理は、適切に行われているか。（取得）

- (2) 保管転換、振替等を行った主要備品の事務処理は、適切に行われているか。(管理)
- (3) 売却、棄却等を行った主要備品の事務処理は、適切に行われているか。(処分)

3 監査の実施方法等

(1) 実施方法

平成28年度に主要備品の取得、管理及び処分を行った所属に対して、事前に重点事項調査の提出を求め、定例監査時に、重点事項確認票により実施状況を確認した。

(2) 監査対象機関等

- ① 監査対象機関
知事部局、教育委員会、警察本部、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局 (企業局は対象外)
- ② 監査対象所属数
本庁124所属 (うち該当所属 29所属) ※課内室を含む。
かい131所属 (うち該当所属 67所属) ※その他の機関を含む。
合計255所属 (うち該当所属 96所属)
- ③ 監査対象事務
平成28年度に行った主要備品の取得、管理及び処分に係る事務処理
※なお、当事務処理は、物品調達管理システムを利用して行われている。

第3 監査の結果及び意見

1 監査の結果

主要備品の取得、管理及び処分に係る事務処理については、一部において改善を要する取扱いが認められたが、概ね適正に処理されていた。
監査の結果における指摘事項、指導事項及び注意事項の件数は、次のとおりである。

- ・指摘事項 なし
- ・指導事項 3件 (2所属) (うち1件は、平成28年度下期指導事項)
- ・注意事項 10件 (10所属)

※件数は、取得・管理・処分の各段階における事務処理の件数。

(1) 主要備品の取得

- ・購入により取得した主な主要備品は、車両、庁用器具、試験・計測機器等であり、物品要求、入札 (見積り合わせ)、契約、納品等の事務処理は、概ね適切に行われていた。(47所属164件)
- ・寄附により取得した主な主要備品は、絵画、歴史資料、交通用機器等であり、寄附申込書、寄附物品調査、物品出納通知、物品受入等の事務処理は、概ね適切に行われていた。(5所属12件)
- ・県有建物の付属物として、取得価格が300万円以上の主要備品を火災保険の対象とし、9所属で手続がされていたが、火災保険の役割や費用対効果を勘案した加入の必要性などが十分に検討されていない所属があった。

(2) 主要備品の管理

- ・保管転換により受入・払出された主な主要備品は、車両、庁用器具、情報ネットワークシステム、金属加工工作機器等であり、保管転換送付書・受領書の手続及び物品受入・送付の事務処理は、概ね適切に行われていた。(88所属279件)
- 一方で、適切に保管転換されたにもかかわらず、十分に活用されていない事例があった。
- ・振替により受入した主な主要備品は、施設整備から振替えた書架等であり、物品振替通知及び物品受入の事務処理は、概ね適切に行われていた。(2所属6件)
- ・それ以外の方法により受入した主な主要備品は、林業公社廃止に伴う分収林管理システムの移管、基金で購入した歴史資料、情報記録媒体等であり、物品出納通知及び物品受入の事務処理は、概ね適切に行われていた。(5所属8件)
- ・また、現品確認において備品原簿への登録漏れが発見された主な主要備品は、過去の台帳管理から漏れていた測量機器のほか、基金で購入した歴史資料、施設整備で取得した試験実験機器などであり、物品調達管理システム以外の手続により取得したものである。(3所属4件)

(3) 主要備品の処分

- ・修繕等により活用する方法を見出すことのできないもので売却により処分した主要備品は、車両、食品化学機器等であり、物品返納、売却、入札 (見積り合わせ)、契約、処分等の事務処理は概ね適切に行われ、売却代金の収納事務も適切に行われていた。(2所属59件)
- ・売却することが不利等であると認められたもので売却により処分した主な主要備品は、試験及び計測機器、情報ネットワークシステム、金属加工工作機器等であり、物品返納、物品棄却、物品処分等の事務処理は、概ね適切に行われていた。(34所属99件)

一方で、当該年度に棄却されていたが、物品返納手続が年度を超えて行われていた事例をはじめ、備品の入替えに関連し、棄却に係る事務処理が行われていない事例など、棄却処分に係る不適切な事務処理があった。(2所属3件)

- ・ 異有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に基づいて譲与した主要備品は、異有施設の市町村移管に伴う、建物に付随する地形模型で、物品返納、物品譲与、処分等の事務処理は、概ね適切に行われていた。(1所属1件)

また、同条例に基づいて減額譲渡した主要備品はなかった。

(4) 主要備品の現品確認

- ・ 主要備品の現品確認は、7月31日を基準日として帳簿と現物を照合し、9月30日までに物品出納員等に報告するとした財務規則第151条関係運用通知を踏まえ、96所属中94所属において概ね適切に行われていたが、期日内に報告されていない所属、物品出納員へ報告したことが確認できる書類が保存されていない所属があった。(2所属)
- ・ 財務規則第162条の規定に基づき、備品には、所属名と品名を表示する備品シールの貼付が義務づけられているが、車両に係る備品シールが貼付されていない所属があった。(8所属)

2 監査結果に基づく意見

監査を実施した結果、一部において不適切な事務処理が見受けられたことから、次のとおり意見を述べる。

(1) 主要備品の取得(購入・寄附等)について

- ・ 物品の取得については、「良い品を安く」、「適期に適量」の原則に基づいて、集中調達や競争入札を行い、契約金額の抑制、規格品質の統一等に努めているが、今後においても、経済性に主眼を置き、過大調達や不要不急・非効率な取得とならないよう、購入時期や購入方法を十分に検討されるとともに、予定価格の算定にも留意されたい。また、条件によつては、購入のみならず、リース契約やレンタル契約による調達についても検討されたい。

(2) 主要備品の管理(振替・保管転換・受入等)について

- ・ 主要備品は、物品調達管理システム上、他の備品とは区別して管理することとしているが、必要な手続がされていないものがあった。各所属は、既に管理している備品を再度確認し、主要備品となっていないものがある場合は速やかに内容変更の手続を行うとともに、取得や受入時には、物品調達管理システムによる確認を徹底する等、適切な事務処理に努められたい。
- ・ 財務規則第162条の規定により、車両についても、備品シールを貼付する必要があるが、車両については、ナンバー等で管理できるということで貼付していなかった所属が複数あったことを踏まえ、制度所管課においては、備品シールによる表示の必要性等について検討されたい。

(3) 主要備品の処分(売却・棄却・返納等)について

- ・ 財務規則第159条の規定により、「物品について使用不能となったとき、若しくは使用の必要がなくなったとき、又は保管転換をしようとするときは、直ちに物品返納書により物品出納員等に返納しなければならぬ。」とされているが、物品返納手続が年度を超えたものの、既に棄却されていたながら棄却の事務処理がされていないものがあった。特に、情報処理実習装置等の更新など、主要備品の入替え時において、不適切な事務処理があったことを踏まえ、取得した備品と備品原簿の確認のみならず、入替えに伴う返納又は棄却の手続を併せて行うなど、適切な事務処理に努められたい。

(4) 総括的事項について

- ・ 主要備品は、土地・建物等の公有財産と同様に、法令の規定に基づき、その現在高が毎年度の決算認定に付されるほか、統一的な基準による地方公会計において、固定資産台帳に掲載されるなど、適正な管理と活用が求められる県の重要な財産であることから、各所属においては、現品確認を漏れなく行い、正確な備品原簿の整備を徹底するなど、的確な取組に努められたい。
 - ・ 主要備品は、その目的に沿って有効に活用され、県民サービスの向上につなげていくことが重要である。
- 今般の監査において、保管転換により取得した主要備品が十分に活用されていない事例があったことなどを踏まえ、その取得、管理及び処分に当たっては、効果的で計画的な取組がなされるよう、十分に検討されたい。

平成29年度 財政的援助団体等監査実施結果

1 監査対象団体及び監査の着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものに関する監査の実施に当たり、監査対象団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

【共通事項】

出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証憑書類等と符合しているか。

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（以下「出資団体」という。）
 - ・ 出資の目的に沿って適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・ 会計・経理、財産管理等は、適正に行われているか。
 - ・ 経営成績及び財政状況は、良好か。
- (2) 県が補助金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（以下「補助金等交付団体」という。）
 - ・ 補助金等の条件に従って、適切かつ効率的に事業が行われているか。
 - ・ 補助金等の目的以外に支出し、又は他に流用していないか。
 - ・ 補助金等の目的が達成されているか。
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設管理団体」という。）
 - ・ 公の施設の設置目的及び指定管理者制度の趣旨に沿って、適切かつ効率的に管理が行われているか。
 - ・ 委託料の受領その他の会計・経理は、適正に行われているか。
 - ・ 経営成績及び財政状況は、良好か。

2 監査実施団体

監査対象団体の中から、次の18団体を選定し監査を実施した。

- (1) 出資団体（10団体）
 - 公益財団法人 やまなし文化学習協会
 - 公立大学法人 山梨県立大学
 - 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
 - 地方独立行政法人 山梨県立病院機構
 - 公益財団法人 山梨県国際交流協会
 - 公益財団法人 山梨県子牛育成協会
 - 公益財団法人 山梨県農業振興公社
 - 山梨県住宅供給公社
 - 公益財団法人 山梨県体育協会
 - 公益財団法人 山梨県馬事振興センター
- (2) 補助金等交付団体（11団体）
 - 山梨県交通対策推進協議会
- (3) 公の施設管理団体（7団体）
 - 一般財団法人 山梨県消防協会 【山梨県立防災安全センター】
 - 公益財団法人 キーワ協会 【山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター】
 - 山梨県道園建設業協同組合 【山梨県立武田の杜保健体養林】
 - 株式会社 ビカ 【山梨県立富士北麓駐車場】
 - 株式会社 ヘンジの村 【山梨県立フラーセンター】
 - 株式会社 富士グリーンテニスクラブ 【山梨県御駒使南公園、山梨県立飯田野球場】
 - 清里丘の公園・ニホソナーテニス共同企業体 【丘の公園】

3 監査対象期間

平成28年度

4 監査実施期間

平成29年8月31日～平成29年12月21日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
 - 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 指導事項
 - 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 注意事項
 - 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- (4) 意見
 - 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。意見については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。また、その回答内容についても公表する。

8 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

- 監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分ごとの集計は、次のとおりである。
- (1) 指摘事項 6件
 - (2) 指導事項 37件
 - (3) 注意事項 19件
 - (4) 意見 6件

9 団体ごとの監査の結果及び意見

別紙のとおりである。

10 監査を通じての総括的意見

今回の監査は、全体として事務改善が進んだ結果、指導事項等の件数は62件で、指導事項等の件数が10件以上の団体も1団体にどまらなかった。

しかし、前回監査で指摘・指導事項とした内容が未改善であった事例が、4団体（1団体は、前回、前々回と3回連続）において認められたことから指摘事項とした。これらは、措置状況のとおり改善策が徹底されていれば、いずれも再発を防ぐことができたものであり、団体の取組を強く求めることである。

また、県が出資している団体の所管課においては、団体の事務改善に結びつく取組の実施状況を的確に把握し、事務処理の適正化に向け、引き続き、必要な指導・助言に努められた。

次に、指定管理者制度を導入している施設において、消防設備点検や産業廃棄物の処分に係る法令で定められた手続が、適正に行われていなかった事例が2団体において認められた。

指定管理者が管理する施設の所管課においては、利用者の安全に関わる内容に含まれることから、公の施設の管理運営が法令に即って適正に行われるよう、再点検を実施するなど、指定管理者との連携を密にして適切な指導に努められた。

別紙

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会
所管部(局)課	県民生活部 生涯学習文化課
監査実施日	平成29年9月27日、28日 11月15日
事業の概要	文化の香り高い山梨の実現に向け、県民の自発的な芸術文化・生涯学習活動を推進・支援するとともに、男女共同参画社会の形成を促進し、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に寄与することを目的とする。 (1) 芸術文化の推進及び振興 (2) 生涯学習の推進及び振興 (3) 男女共同参画の推進及び振興 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
財政的援助等の内 容	【出資金】(出捐率50.0%) 15,000,000円 〈公の施設管理〉 山梨県立男女共同参画推進センター 指定期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日 指定管理料(平成28年度) 132,694,000円
監査の結果	【指摘事項】 前回監査において、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金について、財務規程第17条の3に「収納の日又はその翌日に払い込まなければならない。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、収納した日のもっとも古い日を起算日として7日分までの金額を取りまとめ、その翌日までに払い込まれることができる。」と規定されているが、7日を超えて払い込まれているものがあり、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあったことから、指導事項とした。 この監査結果に基づく措置状況において、「現金の取扱いについては、現金出納簿により複数での確認を徹底していく。」と回答があったが、今回の監査においても、現金収納後の払い込みが規定どおり行われておらず、遅延しているものがあり、前回の指導事項が改善されていなかった。(双葉ふれあい文化会館) 【指導事項】 1 支出事務において、次のとおり不備があった。 (1) 納税証明書の請求に要する収入印紙等の購入において、資金前渡で支出されているが、財務規程第21条に規定されている前渡資金精算書及び物品購入報告書が作成されていない。(本部) (2) 公益法人定期報告に係る納税証明書の発行手数料について、支出負担行為の作成されていない。(本部) (3) 財務規程第23条の2の立替払が認められているケースではないにもかかわらず、立替払となっているものがあった。(本部) (山梨県近代人物館) (びゅあ富士) 2 契約書及び請書に、次のとおり不備があった。 (1) サテライトスクール事業業務委託契約において、支出負担行為の起算日及び請負業者からの見積書の日付が、契約書の委託開始日より後の日付となっていた。(山梨県生涯学習推進センター) (2) 「生涯学習やまなし」の発行及び送付に係る請書において、契約締結日が委託開始日より後の日付となっていた。(山梨県生涯学習推進センター) (3) 公演に関する契約書において、違約金条項に記載した違約金額が契約金額の10/100とすべきところ1/100とされていた。(双葉ふれあい文化会館) (4) 委託契約書において、違約金条項に記載されていないものがあった。 3 財務規程第18条及び第20条において、支出負担行為の同一性及び支出の同一性は事務局長の決

監査の結果	裁を受けなければならないと定められているが、事務局長の裁裁印が押印されていないものがあった。(山梨県生涯学習推進センター) (ことぶき勸学院) 4 協会が備えるべき会計帳簿(補助簿)として財務規程第40条に規定されている基本財産台帳が、作成されていなかった。(本部) 〈注意事項〉1件
監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課
監査実施日	平成29年9月14日、15日 12月21日
事業の概要	大学を設置し、及び管理することにより、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。 (1) 大学を設置し、これを運営すること (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること (6) 上記の各業務に附帯する業務を行うこと
財政的援助等の内 容	【出資金】(出資率100.0%) 7,152,075,733円 【交付金】 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金(標準運営費交付金) 916,004,000円 公立大学法人山梨県立大学運営費交付金(特定運営費交付金) 138,805,606円
監査の結果	【指摘事項】なし 【指導事項】 1 小口現金の設定額について、小口現金取扱要項第4条において、会計事務取扱規程第15条第2項に規定されている限度額(各キャンパス30万円)の範囲内で、「小口現金取扱責任者は、小口現金の設定を申請するときは、小口現金(設定・変更・廃止)申請書を会計責任者に提出しなければならない。」とされているが、設定額3万円で決定された平成24年3月以降、小口現金残高が設定額を超えている時期(平成28年12月22日～平成29年3月31日)があったにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。 2 物品及び不動産等の検査について、物品管理規程第6条及び不動産等管理規程第7条に、各々の管理者は毎事業年度1回以上検査を実施し、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を实地に確かめ、各々の管理責任者に報告しなければならないと定められているが、報告されていない。(本部) 〈注意事項〉2件 地方の人口減少と地域の活力低下に備えをかね、地方創生と地方の自立を推進していくため、今、地方の公立大学には、地方を担う人材を育成し、地方への新しい人の流れをつくる「地(知)の拠点」としての役割が期待されている。 県立大学におかれては、県が示した第2期中期目標(平成28年度～平成33年度)の達成に向け、県内の企業、医療機関、団体等と連携を図りつつ、地域課題への対応が、引き続き、同研究や現場人材の研修等の事業などを積極的に展開しているところであるが、引き続き、地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組みとともに、地域の課題解決に貢献できる優秀な人材の供給や地域社会が抱える課題への対応など、中期計画の着実な推進に取り組まれない。
意見	